

平成30年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《所管事項説明》

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1 「平成30年版成果レポート（案）」について | 別冊 |
| 2 平成29年度社会福祉法人等指導監査の結果等について | 1 |
| 3 「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定について | 4 |
| 4 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について | 7 |
| 5 「みえの育児男子プロジェクト」の推進について | 9 |
| 6 「みえ家庭教育応援プラン」に基づいた取組について | 11 |
| 7 子どもの貧困対策の取組について | 16 |
| 8 平成31年度社会福祉施設等整備方針について | 21 |
| 9 各種審議会等の審議状況の報告について | 36 |

《別冊》

- ・(別冊1) 平成30年版成果レポート（案）【子ども・福祉部抜粋版】
- ・(別冊2) 平成29年度 指導監査等結果報告書
- ・(別冊3) 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等について
～みえ子どもスマイルレポート 平成30年度（2018年度）版～

平成30年6月21日
子ども・福祉部

【所管事項説明】

2 平成29年度社会福祉法人等指導監査の結果等について

1 監査の効率的、効果的実施について

社会福祉法人・社会福祉施設に対しては、定期的な指導監査の実施に加え、利用者等関係者からの通報や苦情等により、法人運営等に問題が生じている疑いが認められる場合には、随時、指導監査を実施しています。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所に対しては、定期的な実地指導と全事業所を対象とした集団指導の実施に加え、介護報酬等の請求に関し不正が疑われる場合には、随時、監査を実施しています。

2 平成29年度指導監査および実地指導等の結果について

社会福祉法人・社会福祉施設の指導監査は、法人・施設運営、施設整備関係、利用者処遇、安全対策を重点項目として実施しました。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所の実地指導は、法令遵守、サービスの質の確保・向上、危機管理対策、虐待防止への取組状況や、高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、就労継続支援事業所の運営状況を重点項目として実施しました。

指導監査および実地指導等の実施状況と、指摘事項があった法人数・施設数やその指摘件数は、次のとおりです。

○平成29年度指導監査等の実施状況

| | 対象数 | うち実施数 (%) | 指摘法人 等の数 | 指摘 総件数 |
|-------------------|-------|--------------|-------------|-----------|
| 社会福祉法人 | 100 | 39(39.0) | 5(1)※ | 7(1)※ |
| 社会福祉施設 | 948 | 321(33.9) | 238 | 1,001 |
| 介護保険サービス事業所(予防含む) | 5,360 | 288(5.4) | 272 | 956 |
| 〃 集団指導 | 5,360 | 4,785(89.3) | — | — |
| 障害福祉サービス事業所 | 1,700 | 58(3.4) | 56 | 301 |
| 〃 集団指導 | 1,700 | 1,515(89.1) | — | — |
| 児童相談所 | 5 | 0(0.0) | 0 | 0 |
| 市町福祉行政 | 29 | 5(17.2) | 0 | 0 |
| 公益法人 | 25 | 11(44.0) | 7 | 12 |

※()は内数で勧告の数

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設

指摘の内容は、社会福祉法人では、会計処理、資産管理、苦情解決等の管理に関するものが14.3%を占め、役員の構成等の組織運営に関するものが85.7%となっています。社会福祉施設では、就業規則や安全対策等の施設運営に関するものが76.1%、苦情処理窓口や衛生管理等の入所者処遇に関するものが23.9%となっています。また、この中で悪質な事例（理事会議事録の捏造）1件について勧告を行いました。

○社会福祉法人の指摘項目および件数

| 組織運営 | 事業 | 管理 | 計 |
|----------|---------|----------|-----------|
| 6(85.7%) | 0(0.0%) | 1(14.3%) | 7(100.0%) |

○社会福祉施設の指摘項目および件数

| 入所者処遇 | 施設運営 | 計 |
|------------|------------|---------------|
| 239(23.9%) | 762(76.1%) | 1,001(100.0%) |

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

介護保険および障害福祉サービス事業所に関する指摘では、サービス提供などの運営基準等に関するものが88.2%、給付費に関するものが6.8%、介護職員の配置などの人員基準に関するものが3.5%となっています。

○介護保険および障害福祉サービス事業所の指摘項目および件数

| | | 運営基準等 | 給付費 | 人員基準 | その他 | 計 |
|---------------|----|-----------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 介護保険サービス | 介護 | 535 | 55 | 28 | 12 | 630 |
| | 予防 | 303 | 9 | 10 | 4 | 326 |
| 障害福祉サービス | | 271 | 21 | 6 | 3 | 301 |
| 合 計 (構成比%) | | 1,109 (88.2) | 85 (6.8) | 44 (3.5) | 19 (1.5) | 1,257 (100.0) |

実地指導、監査により、介護報酬等の算定誤りや不適切な請求等が確認された事業所に対して、過誤調整による自主返還を指導しました。

○介護報酬等の過誤調整（自主返還）による返還決定額

| 返還の種別 | | 事業所数 | 返還決定額（円） |
|--------------|----------------|------|-----------|
| 介護保険 サービス | 実地指導結果に基づく過誤調整 | 10 | 8,433,823 |
| | 監査結果に基づく過誤調整 | 0 | 0 |
| | 監査結果に基づく返還 | 0 | 0 |
| 障害福祉 サービス | 実地指導結果に基づく過誤調整 | 0 | 0 |
| | 監査結果に基づく過誤調整 | 0 | 0 |
| | 監査結果に基づく返還 | 0 | 0 |
| 合計 | | 10 | 8,433,823 |

(注)平成30年4月末までに確定した金額です。

3 平成30年度の指導監査および実地指導等の実施方針

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設

県所管法人はもとより、市所管法人についても、関係市と連携を密にして、効率的・効果的な指導監査を実施します。

また、法人の経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等を柱にした改正社会福祉法の運用状況について、指導監査を通じて県所管法人を指導するとともに、市所管法人についても市を支援していきます。

さらに、施設運営においては、職員による利用者への虐待防止のための取組を確認し、支援します。

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

苦情・通報等のあった事業所への実地指導、監査を優先的に実施するとともに、集団指導では、人員・運営等の最低基準の考え方等の周知徹底に加え、特に虐待、身体拘束等、障がい者の人権侵害防止策等を周知することで、事業者の適正な運営の確保を支援します。

3 「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の 策定について

1 計画策定の経緯

本計画は、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）に基づいて定めるものであり、障がい者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現のため、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画として、平成19年に策定以降、4年ごとに改訂を行っており、平成27年に策定した現行計画が平成30年度を以て終期を迎えることから、今年度、新たな計画を策定します。

2 次期計画の期間

平成31年度から4か年（2019年度～2022年度）の計画とします。

3 次期計画の概要

条例に掲げる基本方針に沿って、現行計画の進捗状況等を検証の上、情勢の変化等をふまえ、条例の定めに基づき、外部有識者等で構成する「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）の意見を聴くとともに、議会の議決を経て策定します。

（基本方針）

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 1 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 2 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 3 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

4 次期計画策定のポイント

現行計画の進捗状況等から、今後の取組については、以下に掲げる視点、課題、方向性での検討が必要であり、推進協議会等でさらに検証を進めます。

(1) 策定にあたり特に考慮する視点

- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催
- ・障がい者差別の解消に向けた取組
- ・ダイバーシティー社会の実現に向けた取組
- ・バリアフリー観光の推進
- ・農福連携の取組
- ・子育て家庭への配慮
- ・外国人への配慮 等

(2) 課題

ユニバーサルデザインの認知度や感心が高まっているため、施設等のユニバーサルデザイン（バリアフリー）をさらに進める必要があると考えられます。

(3) 取組の方向性

2021年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会を契機として、また、今定例月会議に提出されている「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案」の内容などもふまえ、ユニバーサルデザインのまちづくりが一層加速されるよう、意識啓発や施設整備の推進などに取り組みます。

(例)・快適に利用できる施設の整備の推進

- ・公共交通機関等のバリアフリー化の推進
- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会のすべての人にやさしい運営
- ・おもいやりのある行動の普及（ヘルプマーク、おもいやり駐車場の取組）

5 今後のスケジュール（予定）

| | | |
|-------|---------|--------------------------|
| 平成30年 | 6月～11月 | 府内会議および推進協議会における検討 |
| | 10月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明） |
| | 10月～11月 | パブリックコメントの実施 |
| | 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明） |
| 平成31年 | 2月 | 議案提出 |
| | 3月末 | 次期計画の策定 |

(参考) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（抜粋）

(目的)

第一条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 一 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

(ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等)

第八条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

第九条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員十五人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適當と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

4 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について

この報告は、「三重県子ども条例」(以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、子ども施策の実施状況について、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下「みえ子どもスマイルプラン」という。)の14の重点的な取組の実績等とともに取りまとめ、年次報告「みえ子どもスマイルレポート」として公表するものです。

子ども施策の実施状況について、施策の基本となる4つの事項(条例第11条)別に整理しています。

また、「みえ子どもスマイルプラン」について、14の重点的な取組ごとに、重点目標の実績値等をふまえた進展度と判断理由、平成29年度の取組概要と成果および平成30年度の改善のポイントと取組方向を記載しています。

1 条例に基づく施策の実施状況(別冊3 P3)

(1) 子どもの権利について学ぶ機会の提供等(第11条第1号)

条例に基づく取組について、県民の方がより一層理解を深め、子どもの育ちへの支援を学んでいただけるようにチラシを作成し、子どもの育ちや子育て家庭を応援するイベント「子育て応援!わくわくフェスタ」や小学生の県庁見学などで配布して説明するなど、さまざまな機会を捉えて啓発活動を行いました。

(2) 子どもが意見表明する機会の設定等(第11条第2号)

県のさまざまな施策について子どもたちの意見を集めるため、インターネットを使った電子アンケートに答えてもらう「キッズ・モニター」や、「ありがとう」をテーマにした「家族の絆 一行詩コンクール」を実施しました。

(3) 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援(第11条第3号)

高校生が日頃の学習や文化活動等の成果を情報発信する「高校生フェスティバル」の開催や、家庭を巻き込んだ環境保全活動を推進する「キッズ ISO14000 プログラム」に取り組みました。

(4) 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備(第11条第4号)

社会全体で子どもや子育て家庭を支える地域を実現するため、企業や子育て支援団体等が参画する「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動を促進し、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」の運営を行うとともに、地域における子育て家庭を支える人材を養成するため、「子育ち・子育てマイスター養成講座」や「孫育て講座」を、市町と連携して実施しました。

2 「みえ子どもスマイルプラン」の重点的な取組に係る進捗状況（別冊3 P9）

（1）取組状況と進展度等（別冊3 P9～17）

平成29年度も、平成26、27、28年度に引き続き、三重県経営方針の中で、少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけ、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議とも連携し、少子化対策を進めるための機運醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」も含めたライフステージ毎に、切れ目のない取組を進めました。

14の重点的な取組の進展度について、取組の進行管理を行うために設定した「重点目標」の達成度合いや取組実績等により総合的に判断した結果、「進んだ」と評価した取組は6項目、「ある程度進んだ」は6項目、「あまり進まなかった」は1項目で、「進まなかった」は該当ありませんでした。（※1項目は調査中）

また、本県の合計特殊出生率（概数）は1.49で、平成28年の1.51から0.02下落し、3年ぶりに1.5台を割り込む結果となりましたが、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、平成29年度が52.2%で平成28年度より0.1ポイント上昇しました。

（2）平成29年度の総括（別冊3 P17）

平成29年度の少子化対策の取組については重点的な取組の全体的な進捗状況からある程度進んだと考えられ、また、みえ県民意識調査において「子どもを希望する割合」が過去最高となるなど、県民の子どもを持つことや子育てへの希望が高まる兆しもあります。一方で、合計特殊出生率が2年連続で前年を下回るなど、2つの総合目標については依然として目標水準とかい離があります。しかしながら、少子化対策は成果が表れるまでに一定の期間を要することから、めざすべき社会像の実現に向けて、新たに創設した「子ども基金」や国の交付金等も活用し、社会全体で子どもたちを支援する持続可能な財源を確保しながら、今後も引き続き、ライフステージ毎に切れ目のない対策を継続・強化するとともに、企業や大学、市町等との協創をより重視し、成果につながるよう取組を進める必要があります。

3 今後の取組（別冊3 P52）

条例について、今後も、啓発冊子や様々なイベントを活用してその趣旨を広く啓発するとともに、関係機関とも連携しながら子どもの権利について学ぶ機会の場を確保していきます。

また、子どもが意見を表明する機会を確保し、さまざまな取組に反映していくよう努めるとともに、子どもの気持ちに寄り添いながらさまざまな活動支援を行い、企業や団体、関係機関等と連携を図りながら人材の育成や環境整備を進めていきます。

さらに、「みえ子どもスマイルプラン」に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、関係団体、企業、市町等の協力を得ながら、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進めています。

5 「みえの育児男子プロジェクト」の推進について

1 現状と課題

「結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査」（平成 29 年度）で、18 歳～39 歳の方に父親の育児参画に関する意識について聞いたところ、約 9 割の方が父親の育児参画に肯定的な回答をしています。一方、事業所に「従業員が育児や介護等の休暇を利用しやすい風土となっているか」を聞いたところ、約 5 割の事業所が「利用しやすい風土ではない」と回答しています。長時間労働やパタニティ・ハラスメント^{※1}等も存在する中で、男性の育児参画が十分に進んでいない状況です。

夫の家事育児参加時間が長いと第 2 子以降の出生割合が増えるという調査結果もあり、県では、少子化対策の一環として、平成 26 年度から男性の育児参画を推進するため、「みえの育児男子プロジェクト^{※2}」の取組を進めており、「みえ子どもスマイルプラン」の重要な取組の一つとして、さらなる展開を図っています。

2 平成 30 年度の取組内容

（1）普及啓発

一人でも多くの県民の皆さんに男性の育児参画について関心を持っていただけ るよう、引き続き機運の醸成を図る必要があります。

そこで、子育て中の男性やイクボス^{※3}等を募集・表彰し、その事例等を広く周知することを通じて、男性の育児参画の関心や理解を高めることを目的に、本年度も「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ（第 5 回）」を開催して、男性の育児参画の普及啓発を図ります。

なお、本年度の開催にあたっては、これまでの「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」で表彰をした男性やイクボスの皆さん、男性の育児参画や子育て支援をテーマに活動しているボランティアグループなどに、募集の周知に協力いただいたり、素敵な育児をしている男性に応募を呼びかけていただいたりするなど、さまざまな主体との協創をより強化して、取組を進めます。

（2）仕事と育児を両立できる職場環境づくり

男性の育児参画を進めるには、企業の経営者や管理職等が、これまでの意識を変え、イクボスとして、部下の仕事と育児の両立を応援し、安心して子育てができる職場環境づくりに取り組むことも必要です。

そこで、イクボスを県内に増やしていくために、イクボスの必要性を伝えたり、取組に向けたアドバイスができる「イクボス伝道師」を養成するとともに、「みえのイクボス同盟^{※4}」への加入促進などを通じて、仕事と育児の両立を大切にする職場環境づくりを進めます。

(3) 子どもの生き抜いていく力を育む子育ての魅力発信

子どもの頃の自然体験が豊かな人ほど、大人になっても「最後までやり遂げたい」という意思や「もっと深く学びたい」という意欲が強いという調査結果があります。

そこで、自然体験に興味のある親子（父子）を対象に、実際に自然体験している様子の写真等を募集し、SNS等で広く発信していくことで、自然体験を通じた子育てに男性が積極的に関わることの普及啓発に取り組みます。

3 今後の予定

(1) 「みえの育児男子推進月間」

父の日（6月第3日曜日）および男女共同参画週間（6月23日～29日）にちなみ、三重県独自に6月を「みえの育児男子推進月間」と位置づけ、男性の育児参画を普及啓発する、さまざまな取組を実施します。

（主な取組）

- ・第5回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえの募集開始
- ・みえの自然親子体験発信キャンペーンの募集開始
- ・父の日（6月17日）イベント「パパをもっと楽しもう」の開催

(2) その他

- ・「みえのイクボス同盟」加盟企業、団体の募集（随時）
- ・「イクボス伝道師」養成の取組

（6月：募集開始 8月：養成講座開始 2月：成果報告会開催）

※1 パタニティ・ハラスマント

男性が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務制度等を活用して育児参画することに対して、職場の上司や同僚が妨げたり嫌がらせをしたりすること。

※2 みえの育児男子プロジェクト

「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、その人なりの方法で、子どもの生き抜いていく力を育てるなどを大切に考えて、男性が積極的に育児に参画することを応援する取組。

※3 イクボス

職場で働く部下の仕事と家庭の両立を応援したり、そうした職場環境づくりに取り組む上司等（経営者・管理職等）。

※4 みえのイクボス同盟

イクボスの取組や精神が県内各地に広がり、女性の活躍や男性の育児参画が当たり前の社会、子育て家庭を含む全ての家族にやさしい三重県が実現することをめざし、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいる（取り組む意思のある）経営者等により構成。平成28年4月発足。平成30年5月末時点で、154企業・団体が参加。

【所管事項説明】

6 「みえ家庭教育応援プラン」に基づいた取組について

少子化の進行や共働き家庭の増加など、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、さまざまな家庭の実情に合わせて支援していく環境をつくり、さまざまな主体が連携して家庭教育に取り組むため、平成28年度に「みえ家庭教育応援プラン」を策定しました。

このプランは、おおむね10年先を見据えながら、今後5年程度の期間の取組を定めるものです。基本理念や10の取組方策等を定めるとともに、複数の取組をとりまとめて注力する3つのテーマを設定し「家庭教育応援プロジェクト」と位置づけ、横断的・総合的取組として展開しています。

1 テーマ1 みんなで進めよう！子どもの基本的生活習慣づくり

(1) 平成29年度の取組概要

基本的な生活習慣の確立は、子どもたちの心身の健やかな成長、意欲の向上に不可欠であり、「生き抜いていく力」を育む基礎になります。このため、子どもの発達段階や保護者の関心の度合い、家庭の状況等に配慮した学習機会・情報の提供を通じて、各家庭における子どもの基本的生活習慣づくりの取組を進めました。

① 「生活習慣・読書習慣チェックシート」等の活用促進

「早ね早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣が身に付くよう、県内の保育所や幼稚園等（以下「保育所等」という。）において、3～5歳児を対象に、就学前の子どもも向け「生活習慣チェックシート」を活用した取組を、年3回実施しました。また、家庭との連携を図るため、保育所等の便り等で保護者にフィードバックし、親子で生活習慣を見直す機会を創り出すといった取組の工夫も行いました。〈子ども・福祉部、教育委員会〉

小中学校においても、「生活習慣・読書習慣チェックシート」を配付し、年3回の集中取組期間を設けて、児童生徒の生活習慣等の確立に向けた取組の促進を図りました。〈教育委員会〉

| 保育所等 | 平成27年7月 | 平成28年7月 | 平成29年7月 |
|---------------------|---------|---------|---------|
| チェックシート実施状況 | 68.7% | 83.7% | 85.7% |
| チェックシート結果の保護者との情報共有 | 58.3% | 89.2% | 89.4% |

| 小学校 | 平成27年7月 | 平成28年7月 | 平成29年7月 |
|---------------------|---------|---------|---------|
| チェックシート実施状況 | 94.1% | 93.5% | 95.0% |
| チェックシート結果の保護者との情報共有 | 91.5% | 94.8% | 94.7% |

| 中学校 | 平成27年7月 | 平成28年7月 | 平成29年7月 |
|---------------------|---------|---------|---------|
| チェックシート実施状況 | 89.9% | 91.1% | 95.5% |
| チェックシート結果の保護者との情報共有 | 87.3% | 90.2% | 90.5% |

②家庭や地域の気運づくりや家庭への「学び」の提供

三重県PTA連合会や三重県高等学校PTA連合会との共催による生活習慣の大切さを考える「みえ家庭教育応援フォーラム」の実施（参加者約200名）や、企業や団体と連携した「子育て応援！わくわくフェスタ」（以下「わくわくフェスタ」という。）の開催（来場者約6,000名）を通して、家庭での生活習慣の確立に向けた気運づくりを進めました。〈子ども・福祉部〉

就学前後の子どもを持つ保護者に「食べる」、「寝る」、「遊ぶ」の大切さを啓発するため、「みえ家庭教育応援リーフレット」を作成し、市町やPTA、企業に配布しました。〈子ども・福祉部〉

親同士が子育てについて話し合い、自らの役割や成長に気づき学ぶための学習コンテンツ「みえの親スマイルワーク」（妊娠期の家庭から小学生の子どもを持つ親を対象）を作成し、健診時や行事等での活用を進めるとともに、市町や三重県PTA連合会とも連携し、ファシリテーター（進行役）の養成やワークシートの普及に努めました。〈子ども・福祉部、教育委員会〉

（2）平成30年度の取組方向

小中学校での取組だけでなく、就学前の早い段階から生活習慣の定着が進むよう、引き続き、多くの保育所等で「生活習慣チェックシート」の活用を図り、各家庭へのフィードバックも進めていきます。また、さまざまな機会を通じて家庭教育の必要性を保護者へ啓発するとともに、妊娠期から切れ目のない家庭教育応援の取組を進めます。

- ・就学前の子ども向け「生活習慣チェックシート」の取組を継続し、家庭と連携して幼児期の生活習慣確立に努めます。〈子ども・福祉部、教育委員会〉
- ・小中学校において、子どもたちの家庭における生活習慣、学習習慣、読書習慣の改善に向け、三重県PTA連合会と連携し、「生活習慣・読書習慣チェックシート」の集中取組（年2回：春と秋の読書週間にあわせて）を実施します。〈教育委員会〉
- ・「わくわくフェスタ」（平成30年11月開催）や地域で親子が集うイベントにおいて、ぬり絵やリーフレット等のツールを活用して、「早寝早起き朝ごはん」等の基本的生活習慣の大切さを、子どもや保護者に対して啓発します。〈子ども・福祉部〉
- ・子育ての不安感や孤立感の軽減を図るため、県教育委員会や三重県PTA連合会と連携し、「みえの親スマイルワーク」をより多くの保育所等や小学校、子育て支援センター等で活用してもらうよう市町に働きかけます。また、「みえの親スマイルワーク」のファシリテーター養成講座を実施し、人材の養成を図ります。〈子ども・福祉部、教育委員会〉

2 テーマ2 つくろう！家庭教育を応援する地域のネットワーク

(1) 平成29年度の取組概要

地域で孤立しがちな家庭など、支えを必要としているさまざまな家庭に応じた取組を進めるため、市町と連携し、各地域それぞれの強みや特徴を生かした家庭教育応援のためのネットワークの構築と、その横展開を図りました。

①「家庭教育応援モデル事業」によるネットワークづくりの推進

名張市、玉城町、亀山市において、「家庭教育応援モデル事業」により、既存の組織や地域ボランティア、NPO等と連携し、子どもの育ちを支えるネットワークづくりを進めました。〈子ども・福祉部〉

| | |
|-----|---|
| 名張市 | 家庭教育応援にかかる地域人材の育成 地域モデルによる市内15地域への横展開 |
| 玉城町 | 「保健・福祉・教育」が連携したネットワークづくり ブックスタート訪問や出前講座を通じた保護者との顔の見える関係づくり |
| 亀山市 | 不登校児童生徒の学習支援を行うNPOとの連携 訪問活動を実施できる体制の構築 |

②関係者の情報共有の場の設定や人材の養成など

新たに市町と家庭教育応援推進連携会議を設置し、研修会の開催やモデル事業の報告、行政とNPOの連携の事例発表など、情報の提供や共有を行いました。〈子ども・福祉部、教育委員会〉

「子育ち・子育てマイスター養成講座」を2市町、「孫育て講座」を4市町で実施し、地域性や実態に応じた人材の養成を図りました。また、地域で継続した取組になるよう、受講者を対象に、地域単位でフォローアップ研修会および情報交換会を行いました。〈子ども・福祉部〉

(2) 平成30年度の取組方向

「家庭教育応援モデル事業」を通じて、地域の実情や特性を生かしたさまざまな地域のネットワークができつつあり、こうした事例を市町の担当者会議等を活用して情報提供することで、ネットワークづくりの取組を県内に広めていきます。また、孤立しがちな家庭等に必要な支援や情報が届けられるよう、各モデルの取組を広めています。

・「家庭教育応援モデル事業」は、名張市、玉城町、亀山市において取組を継続・発展させることに加え、鈴鹿市、尾鷲市でも実施します。また、県内4地域で、市町職員や家庭教育関係者を対象に、府内や地域との連携、訪問支援につながる取組方法など各地域の実情をふまえた課題への対応の学びの場として、「家庭教育応援ワーキング」を設けます。〈子ども・福祉部〉

- ・市町担当者連携会議を3回開催し、先進的な取組事例や「家庭教育応援モデル事業」、「家庭教育応援ワーキング」について情報提供を行うとともに、ワークショップを行い、各市町における取組につなげます。〈子ども・福祉部〉
- ・「子育ち・子育てマイスター養成講座」を3市町で実施し、家庭教育応援の取組に資する人材の育成に努めます。また、「孫育て講座」を3市町で実施し、シニア世代の意欲や関心を高め、各地域で子どもの豊かな育ちに関わってもらえるよう働きかけます。〈子ども・福祉部〉

3 テーマ3 応援しよう！企業と連携した家庭の教育力アップ

(1) 平成29年度の取組概要

企業は、従業員や業務を通じて家庭とのつながりがあり、連携して家庭教育の応援に取り組むことには大きな意義があります。このため、企業の理解を十分に得て、社会意識の変革や気運づくり、家庭教育応援の取組などに参画いただくよう働きかけました。

①イクボスや男性の育児参画の推進

子育て家庭を含む全ての家族にやさしい三重県の実現に向け、「みえのイクボス同盟」に賛同する企業への働きかけを進めており、市町や企業と連携した「イクボス養成講座」の実施(年5回、参加企業団体90団体)や、メールマガジンによる情報提供を行いました。〈子ども・福祉部〉

また、「第4回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」を開催し、育児に取り組む男性やイクボスの事例（応募件数431件）を表彰し発信するとともに、男性の学びの場として地域や職場において「男性の子育て応援講座」を実施(年9回)しました。〈子ども・福祉部〉

なお、こうした取組が評価され、NPO法人ファザーリング・ジャパンが平成29年6月に実施したイクボス充実度アンケート調査において、三重県が都道府県部門で第1位に選ばれました。〈子ども・福祉部〉

| | 平成28年4月 | 平成30年3月末 |
|---------------|---------|----------|
| イクボス同盟加盟企業団体数 | 76 | 150 |

| (総務省 社会生活基本調査) | 平成23年 | 平成28年 |
|----------------------|------------|------------|
| 6歳未満の子どもがいる世帯の夫の育児時間 | 全国 39分 | 全国 49分 |
| | 三重県 35分 | 三重県 53分 |

*全国10位、伸び幅は全国7位

②ワーク・ライフ・バランスや企業との連携など

誰もが働きやすい職場環境づくりに向け、働き方改革セミナー（平成29年9月、参加者数14,160名）や、働き方改革フォーラム（平成29年12月、参加者数53名）を開催するとともに、「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰を実施（48社登録、6社表彰）しました。〈雇用経済部〉

「みえ次世代育成応援ネットワーク」（企業902社、子育て団体等652団体、合計1,554会員（平成30年3月末現在））において、多くの企業や団体と連携し「わくわくフェスタ」を開催するなど、子どもの豊かな育ちを応援する取組を進めました。〈子ども・福祉部〉

（2）平成30年度の取組方向

イクボスや男性の育児参画等の企業の取組はまだ一部に限られていることや、家事・育児に費やす時間は男女により大きな差があることから、引き続き、企業・地域・市町と連携し、啓発や具体的な取組を進めていきます。

- ・イクボス同盟へ働きかけて普及啓発を引き続き進めるとともに、新たに、イクボスの必要性を伝えたり取組に向けたアドバイスができる「イクボス伝道師」を養成し、企業等におけるイクボスの取組の拡大を図ります。また、「第5回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」を開催し、子育て中の男性やイクボス等を募集・表彰し、その事例等を広く周知することを通じて、より多くの県民の意識の向上を図ります。〈子ども・福祉部〉
- ・企業や地域団体等において「男性の子育て応援講座」を引き続き実施し、男性が子育てや子どもの育ちに関して学ぶ機会や、男性同士の交流の場を提供するとともに、自主的なネットワークづくりにつながるよう働きかけます。〈子ども・福祉部〉
- ・働き方改革を地域全体に広げるため、業界セミナーや働き方改革のシンポジウムを開催するとともに、「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰を実施します。〈雇用経済部〉
- ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」において、子どもたちが自らの力を發揮して育つことができるよう、新たに、子どもたちのさまざまな夢や希望の実現に向けて主体的に取り組む活動を応援する「みえの子ども「夢★実★現」応援プロジェクト」を実施します。また、引き続き、「わくわくフェスタ」や「家族の絆 一行詩コンクール」を実施します。〈子ども・福祉部〉

7 子どもの貧困対策の取組について

子どもの貧困対策は、「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「包括的かつ一元的な支援」の5つの支援を柱として取組を進めています。

1 主な平成29年度の実績及び平成30年度の新たな取組

(1) 教育の支援

①学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開

- ・平成29年度にスクールソーシャルワーカーを1名増員して10名とし、学校への支援体制の充実と関係機関との連携を進めました。

【平成30年度の新たな取組】

- ・スクールソーシャルワーカーをさらに1名増員して11名体制とし、各学校への支援を一層充実させます。

〈教育委員会〉

②義務教育段階の就学支援の充実

- ・就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費等について、市町に対して、支給前倒しの検討に係る働きかけをしてきたところ、平成30年4月小学校入学において16市町、中学校入学において23市町が、支給時期を平成30年3月に前倒しました。

【平成30年度の新たな取組】

- ・平成31年3月には、新たに小学校で9市町、中学校で4市町が支給前倒しを予定しています。

〈教育委員会〉

③教育機会の提供

- ・県立高等学校等に通う生徒のうち一定の要件を備える4,149人に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金を支給しました。

〈教育委員会〉

④生活困窮世帯等への学習支援

- ・生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援事業が利用できる市町は、平成30年3月末現在で25市町となりました。
- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援について、新たに開始した1市を含む6市への経費助成を行いました。

【平成30年度の新たな取組】

- ・県の所管地域（多気町を除く郡部）においては、生活困窮家庭に対する学習支援の対象者を高校生世代まで拡大します。

〈子ども・福祉部〉

(2) 生活の支援

①保護者の自立支援

- ・ひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣する、ひとり親家庭等日常生活支援事業について、新たに開始した2市町を含む8市町への経費助成を行いました。

【平成30年度の新たな取組】

- ・平成30年4月から新たに1町で実施しています。

〈子ども・福祉部〉

②保護者の健康確保

- ・市町が実施するひとり親家庭等に対する医療費助成事業に対して補助を行うことにより、家庭の経済状況に関わらず、ひとり親家庭等が必要な医療を受けられるよう支援しました。(平成29年度補助額：441,678千円)

〈医療保健部〉

③子どもの生活支援

- ・子ども食堂をはじめとする「居場所づくり」に取り組む県内の民間活動団体に対して「三重県子どもの貧困対策推進会議」への参加を呼びかけるとともに、意見交換や交流会を実施しました。
- ・県内各地で行われている子ども食堂の実態を把握するため、運営や活動状況についてアンケートおよび現地調査を行いました。

【平成30年度の新たな取組】

- ・子ども食堂開設のためのハンドブックを作成し、運営等のノウハウを提供することによって、多くの団体が活動に参画できるよう支援するとともに、関係者間の顔の見える関係づくりやネットワークの構築を支援します。

〈子ども・福祉部〉

- ・市町が実施する子どもに対する医療費助成事業に対し、小学校6年生までを対象に補助を行うことにより、子どもが必要な医療を受けられるよう支援しました。(平成29年度補助額：2,264,052千円)

【平成30年度の新たな取組】

- ・家庭の経済状況に関わらず、子どもが安心して必要な医療を受けることができるよう、市町が導入する窓口無料(現物給付)化を支援するため、児童扶養手当の所得制限基準を適用した家庭の0歳から6歳の子どもを対象とする補助制度の拡充に取り組みます。

〈医療保健部〉

④子どもの自立支援

- ・県内の児童養護施設退所者の実態を把握するため、退所者に対してアンケート調査を実施しました。

【平成30年度の新たな取組】

- ・調査結果をふまえて、児童養護施設出身の大学生や施設退所者を積極的に雇用する事業主等をアドバイザーとして派遣し、施設入所中から進路や就職等退所後の生活について考える機会を提供する等の取組を実施します。

〈子ども・福祉部〉

(3) 保護者に対する就労の支援

- ・津高等技術学校において、再就職を希望する離職者・転職者の方を対象にした、介護福祉士等の資格取得、パソコン事務等の分野における知識習得に向けた職業訓練を実施しました。

【平成30年度の新たな取組】

- ・平成30年4月から「保育士養成コース」を開講しています。

〈雇用経済部〉

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、パソコンや簿記等の就業支援講習を実施しました。また、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、ひとり親の就業を支援しました。

〈子ども・福祉部〉

(4) 経済的支援

- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け児童の福祉の増進を図るため、「児童扶養手当」を支給しました（平成29年度受給者数：12,690人）。また、障がい児の福祉増進を図るため、「特別児童扶養手当」を支給しました（平成29年度受給者数：3,705人）。

- ・経済的支援が必要な母子家庭及び父子家庭に対して、各種資金の貸付を行いました（平成29年度母子父子寡婦福祉資金貸付実績：390件、246,022千円）。

【平成30年度の新たな取組】

- ・児童扶養手当の支給額の増額と、支給回数を含めた支払方法の改善検討等を早期に実施するよう国に提言を行った結果、平成30年8月分から全部支給に係る所得制限限度額が引き上げられます。また、平成31年（2019年）11月分からは、現行の年3回支給から隔月支給とする見直しが行われました。

〈子ども・福祉部〉

(5) 包括的かつ一元的な支援

①行政内部の連携や、行政、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築

- ・ひとり親施策の相談窓口と生活困窮者自立支援相談事業との連携、福祉総合窓口の設置による相談者への制度の紹介や支援の実施等、地域の実情に応じた包括的かつ一元的な支援が行える体制を構築するため、「三重県子どもの貧困対策推進会議」の場等における県内外の好事例の提供や先進的取組の紹介、各種施策の共有等を行い、市町をはじめとした関係機関との連携強化を図りました。
- ・子どもの貧困対策に関連する予算の確保に努めるとともに、地域の実情に応じて地方自治体が行う施策への十分な財政措置を行うよう国へ提言しました。
- ・市町に対して「地域子供の未来応援交付金」活用を働きかけ、1市においてこの交付金を活用した子どもの生活に関するアンケート調査が実施されました。

〈子ども・福祉部〉

②子どもの貧困対策推進に向けた機運の醸成

- ・子どもの貧困問題を周知し、現に支援を行っている活動団体の課題や貧困家庭の子どもの生活実態など現場の声を聞きながら、参加者一人ひとりがそれぞれの立場で何ができるか考え、支援活動に踏み出すきっかけをつくるため、「子どもの貧困を考えるシンポジウム」を平成30年1月に開催するなど、子どもの貧困の連鎖の解消に向けた県民意識の醸成に取り組みました。

【平成30年度の新たな取組】

- ・平成30年9月に「子どもの貧困対策 全国47都道府県キャラバン in 三重」を実施予定です。

〈子ども・福祉部〉

2 「三重県子どもの貧困対策計画」における目標の進捗状況

| 項目名 | 計画策定時 (H26) | 直近値 (H29) | 目標値 (H31) |
|---|----------------|----------------|--------------|
| 生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用する市町数 | 6市町 | 25市町 | 29市町 |
| 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 | 93.5% | 87.4% (H28) | 98.8% |
| 児童養護施設の子どもの高等学校等進学率 | 91.4% | 95.0% | 98.8% |
| 放課後を利用した補充的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割合 | 小学校 | 22.7%(H27) | 25.6% |
| | 中学校 | 13.7%(H27) | 15.3% |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数 | 8市町 | 8市町 | 29市町 |
| 就労支援を行う生活困窮者的人数 | 一 | 251人 | 540人 |
| 三重県母子・父子福祉センター就業実績件数 | 3件 | 12件 | 40件 |
| 高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となつた者の割合 | 79.0% | 83.3% (H28) | 90.0% |
| 母子家庭で養育費を受給している割合 | 45.0% | 45.0% (H26) | 60.0% |
| 子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な対応が行われている市町数 | 一 | 6市 | 29市町 |

【所管事項説明】

8 平成 31 年度社会福祉施設等整備方針について

本県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていくこととしています。

社会福祉施設等の整備については、厳しい財政状況の中で限られた予算を効率的に執行していく必要があるため、提出された整備計画の中から地域のバランス、住民ニーズ等をふまえ、より効果的で緊急度の高いものを優先していくこととします。

また、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応についても配慮していくこととします。

こうした考え方をもとに、平成 31 年度整備方針を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国および県予算の状況をふまえて決定することになります。

平成 31 年度 社会 福祉 施設 等 整 備 方 鈑

| | | |
|--|-------|----|
| ・長寿介護課所管施設 | | 22 |
| 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、 養護老人ホーム | | |
| ・地域福祉課所管施設 | | 25 |
| 救護施設 | | |
| ・少子化対策課所管施設 | | 26 |
| 児童館、放課後児童クラブ室、病児保育施設 | | |
| ・子育て支援課所管施設 | | 30 |
| 児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター、 母子生活支援施設 | | |
| ・障がい福祉課所管施設 | | 32 |
| 障がい福祉サービス事業所等 | | |

平成31年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・第7期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりをふまえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- ・県補助を受けずに、特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

| 施設種別 | 圏域 | 課題 | 平成31年度整備方針 | | | | |
|--------------------------------------|-----|--|--|--------|--------|-------|-------|
| 介護老人 福祉施設 (特別養護 老人ホーム) | 圏域別 | 1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。 | 1 圏域ごとに平成31年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備にあたっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 | | | | |
| 現状と整備可能数（単位：人分） | | | | | | | |
| | | | 北勢圏域 | 中勢伊賀圏域 | 南勢志摩圏域 | 東紀州圏域 | 合計 |
| 既整備数 | | | 2,918 | 2,862 | 2,925 | 592 | 9,297 |
| 第7期介護保険事業支援計画に基づく 平成30年度整備計画数 (A) | | | 20 | 20 | 20 | 0 | 60 |
| 平成30年度整備予定数（ショートステイの転換含む） (B) | | | 20 | 10 | 20 | 0 | 50 |
| 平成31年度への持越分 (C) = (A) - (B) | | | 0 | 10 | 0 | 0 | 10 |
| 第7期介護保険事業支援計画に基づく 平成31年度整備計画数 (D) | | | 60 | 80 | 70 | 0 | 210 |
| 平成31年度整備可能数 (C) + (D) | | | 60 | 90 | 70 | 0 | 220 |
| (うち従来型施設整備可能数) | | | (10) | (20) | (20) | (0) | (50) |

| 施設種別 | 圏域 | 課題 | 平成31年度整備方針 | | | | |
|---|-----|--|--|----------|------------|----------|-------------|
| 介護老人 保健施設 | 圏域別 | 1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。 | 1 圏域ごとに平成31年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備にあたっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 * 増築による整備については、県補助の対象外とする。 | | | | |
| 現状と整備可能数（単位：人分） | | | | | | | |
| | | | 北勢圏域 | 中勢伊賀圏域 | 南勢志摩圏域 | 東紀州圏域 | 合計 |
| 既整備数 | | | 2, 575 | 1, 783 | 2, 064 | 358 | 6, 780 |
| 第7期介護保険事業支援計画に基づく 平成30年度整備計画数 (A) | | | 40 | 0 | 90 | 0 | 130 |
| 平成30年度整備予定数 (B) | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成31年度への持越分 (C) = (A) - (B) | | | 40 | 0 | 90 | 0 | 130 |
| 第7期介護保険事業支援計画に基づく 平成31年度整備計画数 (D) | | | 20 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 平成31年度整備可能数 (C) + (D) (うち従来型施設整備可能数) | | | 60 (30) | 0 (0) | 90 (40) | 0 (0) | 150 (70) |
| 養護老人 ホーム | - | 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。 | 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。 | | | | |

3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表)老人福祉圏域

平成30年4月1日現在

| 圏域名 | 圏域内市町 |
|------|---|
| 北勢 | 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町 |
| 中勢伊賀 | 津市、名張市、伊賀市 |
| 南勢志摩 | 伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町 |
| 東紀州 | 尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町 |

平成31年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

| 施設種別 | 圏域 | 現状 | 課題 | 平成31年度整備方針 |
|------|----|--|----|-----------------------------|
| 救護施設 | 全県 | <ul style="list-style-type: none">・県内 3か所・定員 計260名 <p>(平成30年5月1日現在)</p> | 一 | 入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。 |

平成31年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課子どもの育ち・家庭応援班所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・耐震化対策や老朽化に対する大規模修繕等を推進するとともに、防犯対策の強化を図る。

2 整備方針

| 施設種別 | 圏域 | 現状 | 課題 | 平成31年度整備方針 | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-----|--|-------|------------|-------|-----|--------|-----|---|-----|---------|--|---------------|--|--|---|
| 児童館 | 全県 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">大型児童館</td><td style="width: 10%;">1館</td> </tr> <tr> <td>小型児童館</td><td>29館</td> </tr> <tr> <td>児童センター</td><td>14館</td> </tr> <tr> <td>計</td><td>44館</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(12市6町)</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(平成30年5月1日現在)</td></tr> </table> | 大型児童館 | 1館 | 小型児童館 | 29館 | 児童センター | 14館 | 計 | 44館 | (12市6町) | | (平成30年5月1日現在) | | <p>1 耐震化対策等がなされていない児童館について、対策が必要である。</p> <p>2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。</p> <p>3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。</p> | <p>国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を市町が受けることを条件として、市町や社会福祉法人が行う事業に関して、市町に対して補助を行うことにより、児童館の整備を行う。</p> <p>以下1、2の順に優先順位を付けることとする。その後、3、4、5を同順位とし、緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとする。</p> <p>さらに、(1)、(2)、(3)に区分されるものについては、(1)、(2)、(3)の順に優先する。</p> <p>1 既存の児童館の大規模修繕のうち、耐震改修工事等を含むもの (1) 放課後児童クラブ室のある児童館</p> |
| 大型児童館 | 1館 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小型児童館 | 29館 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童センター | 14館 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 44館 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (12市6町) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (平成30年5月1日現在) | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 施設種別 | 圏域 | 現状 | 課題 | 平成31年度整備方針 |
|------|----|----|----|--|
| | | | | <p>(2) 放課後児童クラブ室のない児童館</p> <p>2 児童館のない市町における新たな児童館の創設</p> <p>(1) 放課後児童クラブ室を設置する場合 (2) 放課後児童クラブ室を設置しない場合</p> <p>3 児童館のある市町における新たな児童館の創設</p> <p>(1) 放課後児童クラブ室を設置する場合 (2) 放課後児童クラブ室を設置しない場合</p> <p>4 既存の児童館を拡張・改築する整備</p> <p>(1) 放課後児童クラブ室を設置するための拡張・改築 (2) 放課後児童クラブ室のある児童館の拡張・改築 (3) 放課後児童クラブ室のない児童館の拡張・改築</p> <p>5 その他大規模修繕等の整備</p> |

平成31年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課保育サービス・幼保連携班所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

| 施設種別 | 圏域 | 現状 | 課題 | 平成31年度整備方針 |
|-----------|----|---|---|---|
| 放課後児童クラブ室 | 全県 | <p>放課後児童クラブ数 379か所 (平成29年5月1日現在)</p> <p>※平成30年5月1日現在の数値については、今後調査を行います。</p> | <p>1 小学校児童についての保育需要があるにも関わらず、放課後児童クラブが存在しない地域がある。</p> <p>2 実施施設の中には、老朽化の進んでいるものもある。</p> | <p>「放課後児童クラブ運営指針」による、支援の単位あたりおおむね40人以下の整備を推進することとし、放課後子ども総合プランにおける市町の運営委員会等の調整を経た次の整備（創設・改築）を行う。</p> <p>なお、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育委員会の連携を密にして取り組むこととする。</p> <p>以下1、2は同順位とし、3、4、5、6の順に優先順位を付けることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校の統廃合による整備 2 借家等で実施しているが、使用不能になる場合の整備 3 地震対策あるいは津波対策等のための整備 4 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備 5 放課後子ども総合プランの推進のため、放課後子ども教室と一体となって実施するための整備 6 1から5の理由以外での整備 |

| 施設種別 | 圏域 | 現状 | 課題 | 平成31年度整備方針 |
|--------|----|----------------------------------|---|--|
| 病児保育施設 | 全県 | 病児保育施設数 15か所 (平成30年5月1日現在) | 子育て家庭の病児保育に係る需要があるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。 | <p>国の子ども・子育て支援交付金により交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備する際に必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。</p> <p>優先順位は以下1、2、3、4、5の順に付けることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病児保育施設未設置市町における整備 2 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備 3 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備 4 地震対策あるいは津波対策等のための整備 5 1から4の理由以外での整備 |

平成31年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課所管施設）

課名〔子育て支援課〕

1 整備方針策定の考え方

平成26年度に策定した三重県家庭的養護推進計画に基づき、社会的養護を必要とする子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができる環境の整備をめざして、本体施設のオールユニット化やグループホームの設置、地域支援の充実を図るための施設整備を推進する。

2 整備方針

| 施設種別 | 圏域 | 現状 | 課題 | 平成31年度整備方針 |
|------------|----|--|--|--|
| 児童養護施設 | 全県 | 施設数 12施設 公立 0施設 民間 12施設 (平成30年4月1日現在) | 1 施設における小規模ケア化・地域分散化の推進が求められている。 2 昭和40～50年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設の老朽化が進んでいる。 | 優先順位は以下1、2の順に付けることとする。 1 小規模ケア化・地域分散化 施設の新設・改築にあたっては、小規模ケア化・地域分散化するための整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする施設整備を優先する。 2 老朽化による増改築修繕 平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。 |
| 乳児院 | 全県 | 施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 (平成30年4月1日現在) | | |
| 児童家庭支援センター | 全県 | 施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 (平成30年4月1日現在) | 児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。 | 児童相談所単位での設置を進めることとし、児童家庭支援センター未設置管内での整備を優先する。 |

| 施設種別 | 圏域 | 現状 | 課題 | 平成31年度整備方針 |
|----------|----|--|---|---|
| 母子生活支援施設 | 全県 | <p>施設数 公立 5施設 民間 2施設 (平成30年4月1日現在)</p> | <p>1 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。</p> <p>2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）への対応が求められている。</p> | <p>優先順位は以下1、2の順に付けることとする。</p> <p>1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。</p> <p>2 DV防止法対応 居室拡大や室数増加を図る施設整備を優先する。</p> |

平成31年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2018年度～2020年度-」における障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
- ・ 新規整備については、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスおよび居住系サービスの事業所を対象とする。
- ・ 障害者支援施設については新規整備を行わず、入所者等の安全確保に資する大規模修繕等を整備の対象とする。

2 整備方針

| 施設種別 | 圏域 | 現状 | 課題 | 平成31年度整備方針 |
|--------------|---------|---------|--|--|
| 日中活動系サービス事業所 | 別表1のとおり | 別表2のとおり | 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害福祉サービスの種類または障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない。 4 建物の防犯対策に取り組む必要がある。 | <p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <p>1 新規整備 以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）、（3）を満たす整備を優先する。 （1）みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備 （2）地域生活支援拠点機能または障がい児支援の中核となる機能を有する事業所 （3）短期入所を併設する事業所</p> <p>2 既存建物の大規模修繕等 防犯カメラの設置等の防犯対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。</p> |

| 施設種別 | 圏域 | 現状 | 課題 | 平成31年度整備方針 |
|------------|---------|---------|--|--|
| 居住系サービス事業所 | 別表1のとおり | 別表2のとおり | <p>1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。</p> <p>2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。</p> <p>3 障がいが重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。</p> <p>4 建物の防火対策や防犯対策に取り組む必要がある。</p> | <p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人等に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <p>1 新規整備</p> <p>以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）、（3）、（4）を満たす整備を優先する。</p> <p>（1）みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備</p> <p>（2）障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所</p> <p>（3）障がい者の重度化や高齢化に対応できる事業所</p> <p>（4）短期入所を併設する事業所</p> <p>2 既存建物の大規模修繕等</p> <p>以下（1）、（2）を同順位とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。</p> <p>（1）消防法施行令等の改正に伴い、設置が義務づけられたスプリンクラー等の整備</p> <p>（2）防犯カメラの設置等の防犯対策</p> |

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流や防災・減災対策における配慮がなされている施設。

(別表1) 障害保健福祉圏域

平成30年4月1日現在

| 圏域名 | 圏域 内 市 町 |
|------|------------------------------|
| 桑名員弁 | 桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町 |
| 四日市 | 四日市市、菰野町、朝日町、川越町 |
| 鈴鹿亀山 | 鈴鹿市、亀山市 |
| 津 | 津市 |
| 松阪多気 | 松阪市、多気町、明和町、大台町 |
| 伊勢志摩 | 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町 |
| 伊賀 | 名張市、伊賀市 |
| 紀北 | 尾鷲市、紀北町 |
| 紀南 | 熊野市、御浜町、紀宝町 |

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

| 種類 | 種類 | 単位 | 平成31年度 | | | | | | | | | 計 |
|------------------|----------|------|----------|-----|----------|-----|----------|----------|-----|-----|-----|-------|
| | | | 桑名 員弁 | 四日市 | 鈴鹿 亀山 | 津 | 松阪 多気 | 伊勢 志摩 | 伊賀 | 紀北 | 紀南 | |
| 日中活動系サービス | | | | | | | | | | | | |
| 生活介護 | 現状 | 事業所数 | 11 | 32 | 18 | 35 | 27 | 23 | 19 | 4 | 4 | 173 |
| | サービス見込量 | 人 | 445 | 883 | 540 | 668 | 593 | 656 | 443 | 130 | 138 | 4,496 |
| | サービス量実績 | 人 | 425 | 754 | 515 | 648 | 523 | 595 | 406 | 119 | 132 | 4,117 |
| | 見込量と実績の差 | 人 | 20 | 129 | 25 | 20 | 70 | 61 | 37 | 11 | 6 | 379 |
| 就労移行支援 | 現状 | 事業所数 | 3 | 6 | 7 | 5 | 2 | 10 | 6 | 0 | 0 | 39 |
| | サービス見込量 | 人 | 36 | 75 | 51 | 44 | 23 | 56 | 38 | 6 | 2 | 331 |
| | サービス量実績 | 人 | 30 | 63 | 53 | 30 | 22 | 43 | 33 | 7 | 2 | 283 |
| | 見込量と実績の差 | 人 | 6 | 12 | △2 | 14 | 1 | 13 | 5 | △1 | 0 | 48 |
| 短期入所 | 現状 | 事業所数 | 14 | 15 | 9 | 18 | 11 | 10 | 11 | 1 | 2 | 91 |
| | サービス見込量 | 人 | 113 | 219 | 131 | 123 | 151 | 137 | 101 | 20 | 19 | 1,014 |
| | サービス量実績 | 人 | 91 | 182 | 112 | 106 | 101 | 101 | 97 | 12 | 12 | 814 |
| | 見込量と実績の差 | 人 | 22 | 37 | 19 | 17 | 50 | 36 | 4 | 8 | 7 | 200 |
| 児童発達支援 | 現状 | 事業所数 | 11 | 16 | 13 | 22 | 8 | 9 | 6 | 1 | 1 | 87 |
| | サービス見込量 | 人 | 95 | 225 | 252 | 226 | 333 | 166 | 96 | 6 | 25 | 1,424 |
| | サービス量実績 | 人 | 40 | 155 | 241 | 244 | 196 | 159 | 82 | 0 | 21 | 1,138 |
| | 見込量と実績の差 | 人 | 55 | 70 | 11 | △18 | 137 | 7 | 14 | 6 | 4 | 286 |
| 居住系サービス | | | | | | | | | | | | |
| 共同生活援助 | 現状 | 事業所数 | 15 | 12 | 11 | 28 | 16 | 9 | 12 | 3 | 3 | 109 |
| | サービス見込量 | 人 | 160 | 285 | 147 | 280 | 211 | 228 | 220 | 65 | 62 | 1,658 |
| | サービス量実績 | 人 | 158 | 245 | 133 | 230 | 178 | 194 | 197 | 41 | 54 | 1,430 |
| | 見込量と実績の差 | 人 | 2 | 40 | 14 | 50 | 33 | 34 | 23 | 24 | 8 | 228 |

注) 別表2については、現時点における障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績およびサービスの提供体制について、参考にお示しするものです。

1 現状の事業所数は、平成30年4月1日現在

2 サービス見込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2018年度～2020年度-」における平成31年度のサービス見込量（1か月あたり）

3 サービス量実績は、平成29年度（平成29年4月～平成30年2月）の1か月あたりの平均

4 生活介護と就労移行支援の現状（事業所数）は、障害者支援施設を含む。

5 短期入所の現状（事業所数）は、空床利用型を除く。

【所管事項説明】

9 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成30年2月19日～平成30年6月3日)

(子ども・福祉部)

| | |
|-----------|------------------------------|
| 1 審議会等の名称 | 三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会 |
| 2 開催年月日 | 平成30年2月20日 |
| 3 委員 | 部会長 杉村 芳樹 委 員 長谷川 正裕 他5名 |
| 4 諒問事項 | 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について |
| 5 調査審議結果 | 4名の医師について審査し、すべて同意された。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県障害者施策推進協議会 |
| 2 開催年月日 | 平成30年2月21日 |
| 3 委員 | 会 長 貴島 日出見 委 員 井坂 誠一 他14名 |
| 4 諒問事項 | 1 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（最終案）について 2 三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について 3 平成30年度当初予算の状況について |
| 5 調査審議結果 | 1 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（最終案）について説明し、協議を行った。 2 三重県障害者自立支援協議会開催結果について報告し、意見交換を行った。 3 平成30年度当初予算の状況について報告し、意見交換を行った。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|----------------------------|
| 1 審議会等の名称 | 三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会 |
| 2 開催年月日 | 平成30年2月22日 |
| 3 委員 | 部会長 安田 和夫 委 員 深川 誠子 他4名 |
| 4 諒問事項 | 三重県手話施策推進計画進捗状況（中間報告）について |
| 5 調査審議結果 | 上記事項について報告し、意見交換を行った。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県子ども・子育て会議 |
| 2 開催年月日 | 平成30年3月1日 |
| 3 委員 | 会長 岡本 陽子 委員 青山 弘忠 他10名 |
| 4 質問事項 | <p>1 平成29年度の実施状況と今後の取組について 　・教育・保育の確保状況について 　・地域子ども・子育て支援事業について 　・人材確保と質の向上等について 　・保幼小の連携について</p> <p>2 認定こども園の設置状況と幼保連携型認定こども園の認可手続きについて</p> <p>3 三重県子ども・子育て支援事業支援計画の中間年の見直しについて</p> |
| 5 調査審議結果 | 教育・保育に係る平成29年度の現状と課題および平成30年度の取組方向について説明するとともに、別途開催の認可部会で承認された幼保連携型認定こども園の設置状況について報告を行い、意見交換を行った。 三重県子ども・子育て支援事業支援計画の見直し案について意見を求めた。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 第2回三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会 |
| 2 開催年月日 | 平成30年3月6日 |
| 3 委員 | 会長 宮崎 つた子 委員 松田 靖利 他13名 |
| 4 質問事項 | <p>1 ヘルプマークの普及について</p> <p>2 三重おもいやり駐車場利用証制度について</p> <p>3 第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2019-2022)の策定スケジュールについて</p> <p>4 平成30年度当初予算について</p> |
| 5 調査審議結果 | <p>1 ヘルプマークの普及について報告を行った。</p> <p>2 三重おもいやり駐車場利用証制度について報告を行った。</p> <p>3 第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2019-2022)の策定スケジュールについて報告を行った。</p> <p>4 平成30年度当初予算について報告を行った。</p> |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 審議会等の名称 | 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 |
| 2 開催年月日 | 平成30年3月15日 |
| 3 委員 | 部会長 村瀬 勝彦 委 員 松岡 典子 他3名 |
| 4 諮問事項 | 児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について |
| 5 調査審議結果 | 児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置の審議を行った。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県医療審議会健やか親子推進部会 |
| 2 開催年月日 | 平成30年3月16日 |
| 3 委員 | 部会長 二井 栄 委 員 平山 雅浩 他13名 |
| 4 諮問事項 | 1 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の進捗状況について 2 「三重県保健医療（第5次改定）」（小児救急を含む小児医療対策）の進捗状況について 3 第7次三重県医療計画（最終案）における母子保健対策について |
| 5 調査審議結果 | 上記事項について説明を行うとともに、意見交換を行った。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|------------------------------|
| 1 審議会等の名称 | 三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会 |
| 2 開催年月日 | 平成30年4月17日 |
| 3 委員 | 部会長 杉村 芳樹 委 員 長谷川 正裕 他8名 |
| 4 諮問事項 | 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について |
| 5 調査審議結果 | 10名の医師について審査し、すべて同意された。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 |
| 2 開催年月日 | 平成30年4月19日 |
| 3 委員 | 部会長 村瀬 勝彦 委 員 松岡 典子 他3名 |
| 4 諮問事項 | 児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について |
| 5 調査審議結果 | 1 児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置の審議を行った。 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 |
| 6 備考 | |